

第十六回国会
衆議院

人事委員会・文部委員会連合審査会議録第一号

昭和二十八年七月二十八日(火曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

人事委員会

委員長 川島正次郎君

委員 赤城 宗徳君 理事 田中 好君

理事 永田 亮一君 理事 加賀田 進君

理事 受田 新吉君 理事 山口 好一君

本間 俊一君 池田 清志君

小山倉之助君 館林三喜男君

櫻井 奎夫君 森 三樹二君

池田 禎治君

文部委員会

委員長 辻 寛一君

理事 原田 憲君 理事 田中 久雄君

理事 前田榮之助君 理事 中村 梅吉君

相川 勝六君 尾関 義君

竹尾 式君 安井 大吉君

今井 耕君 高津 正道君

野原 覺君 山崎 始男君

出席國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

出席政府委員

法制局長 林 修三君

人事院事務官(事務局長) 瀧本 忠男君

文部事務官(初等中等教育局長) 田中 義男君

委員外の出席者

文部事務官(大臣官房人事課長) 平野 出見君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

又部事務官(大官房人事課長) 前田 充明君

協議の決定に基きまして私が委員長の職務を行います。

ただいまより一般職の職員給与に

関する法律の一部を改正する法律案に

ついて審査を行います。まず提案者の

趣旨の説明を聴取いたします。赤城宗

徳君。

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

一般職の職員給与に関する法律

の一部を改正する法律案

級五)

に改め、同條に次の一項

別表給表」

を加える。

6 教育職員級別給表は、左の各

号の区分に従い、当該各号に掲げ

る教育職員に適用する。

一 大学等教育職員級別給表

大学その他これに準ずるもの

に勤務する学長、教授、助教

授、講師、助手、その他人事

院規則で指定する職員

二 高等学校等教育職員級別給

表

高等学校その他これに準ず

るもので、人事院の指定する

ものに勤務する校長、教諭、

養護教諭、助教諭、実習助手

その他人事院規則で指定する

職員

三 中学校、小学校等教育職員級

別表給表

中学校、小学校、幼稚園そ

の他これらに準ずるもので、

人事院の指定するものに勤務

する校長、園長、教諭、養護

教諭、助教諭その他人事院規

則で指定する職員

第六條の二中「十五級に格付され

る官職及びその官職」を「十五級に

格付される官職及び教育職員級別給

表の十二級に格付される官職並び

にこれらの官職」に改める。

第十二條第三項中「別表第六」を

「別表第七」に改める。

別表第六を別表第七とし、別表第

五の次に次のように加える。

別表第六 教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

イ 大学等教育職員級別給表

[illegible]

備考 1 本表は、暫定的のものであつて、なるべく速やかに合理的改訂を加えるものとする。

2 本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十一級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用する。

高等学校等教育職員級別俸給表

職務の級	俸給		月	額
	一	二		
一級	五、七〇〇	五、八五〇	六、〇〇〇	六、二〇〇
二級	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六五〇	六、九〇〇
三級	七、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	八、六五〇
四級	九、八五〇	一〇、二五〇	一〇、六五〇	一一、一〇〇
五級	一二、〇〇〇	一二、四五〇	一二、九〇〇	一三、四〇〇
六級	一四、六〇〇	一五、二〇〇	一五、八〇〇	一六、四〇〇

附則

- 1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。
- 2 この法律施行の日（以下「切替日」という。）において教育職員級別俸給表の適用を受けることとなる職員は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（大学等教育職員級別俸給表の四級から十級まで又は高等学校等教育職員級別俸給表の四級から九級までの職務の級に属するものとなる職員については、その者が受けていた俸給月額に相当する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）附則別表の新俸給月額欄の額の直近上位の額とする。）に相当する教育職員級別俸給表のそれと定める俸給表とする。
- 3 前項の規定により求められた職員の俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。
- 4 前項の規定により職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員について

は、その職務の級における最低の号俸をもつてその者の号俸とする。

5 附則第二項の規定の適用については、改正前の法の適用により職

附則別表 教育職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

改正前の法の適用により職 員が属してい た一般俸給表 の職務の級	教育職員級別俸給表の職務の級			
	大学等教育職員級別俸給表	高等学校等教育職員級別俸給表	中学校、小学校等教育職員級別俸給表	
四級	一級	一級	一級	一級
五級	二級	二級	二級	二級
六級	三級	三級	三級	三級
七級	四級	四級	四級	四級
八級	五級	五級	五級	五級
九級	六級	六級	六級	六級
十級	七級	七級	七級	七級
十一級	八級	八級	八級	八級
十二級	九級	九級	九級	九級
十三級	十級	十級	十級	十級
十四級	十一級	十一級	十一級	十一級
十五級	十二級	十二級	十二級	十二級

○赤城委員 教職員の給与に關しましては、御承知の通り現在給与法におきまして一般俸給表によつて給与が決定されておるのでありますが、教育職員の特長性にかんがみまして、一般俸給表からこれを分離いたしました。級別俸給表によつて教職員の給与を決定したいということが提案の趣旨の第一であります。そのようにいたし

まして級別俸給表を三つつくりました。これは大学、高等学校あるいは中学校等のそれ／＼の職域に依じて、それに適當なる給与の俸給を立てた方がよからうということと三本にいたしましたわけでありま。

第一に、給与の額の決定であります。この提案しました俸給表のうち、四級から十一級まではそれ／＼調整

号俸が一号現在についておりますので、一般俸給表の本俸に一号だけの調整号俸を加えた額をもつて、それ／＼の俸給表の号俸の額としたのであります。これによりまして調整号俸として扱われておつたものが本俸に繰入れられることとなりますので、中学校、高等学校、大学を通じて名目上の優遇をはかるといことが一つであります。

次に、中小学校及び高等学校、大学を通じて最高号俸を引延したのであります。中小学校におきましては、現在教諭の最高号俸は三万一千九百円、通し号俸で言いますれば六十号であります。これを三万五千九百円、通し号俸で六十号まで延ばしたのであります。校長につきましては現在三万一千九百円、通し号俸で六十号のところを三万八千八百円、通し号俸で六十五号のところまで、中小学校につきまして延ばしたのであります。

高等学校におきましては、現在教諭の最高号俸が三万一千九百円、六十号であります。これを三万八千八百円、六十五号にまで延ばしたのであります。校長につきましては、三万一千九百円のところを四万二千三百円まで、六十八号まで延ばしたのであります。

大学におきましては、教授の点におきまして四万六千三百円は、七十号で現在と同じであります。特に大学院を置く学校等におきましては、国際的にりつばな教授もおるといふような関係から、これを五万一千二百円、七十三号まで延ばしたのであります。

第三には、職域の差を認めるというやうな関係から、中小学校と高等学校との間に最高号俸の点で差異をつくつ

たばかりではなく、提案しました級号のうち、四級——現在七級になつておりますが、四級から八級、現在の十一級まで一号俸づつ上げてあるのであります。また大学におきましては、高等学校で四級から八級まで上げてあります上に、九級より十級まで一号をさらに上げて、各学校等の特色を踏んだ給与の体系をつくつて御提案申し上げた次第でございます。

な附則におきましてこの切りかえに必要なそれ／＼の措置を講じて、現在受けておる給与よりも低くならざるやうに、不利な立場に立たないやうな措置を、切りかえにあつてするやうに附則においてきめておる次第でございます。

以上提案の理由を御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、すみやかに御可決願いますれば幸いに存じます。

○川島委員長 質疑の通告がありま

す。順次これを許します。野原君。

○野原委員 私はただいまの御説明に對しての質問をいたします。前に、委員長にお願ひがあるのですが、先般人事院から給与案が勧告されておるはずであります。従つてただいま提案せられた給与法案の審議は、人事院の勧告の説明を承らなければ十分な審議ができない、このやうに考えますので、人事院が給与案について勧告いたしましたその内容を、重点的によろしゅうございましてから御説明をお願いいたし

まして、その上で私の質問を行うやうにおとりはからいくださるやうお願いいたします。

○川島委員長 人事院給与局長。

○瀧本政府委員 人事院が先般勧告を

ますれば、一等級、二等級、三等級といふような言葉を使うことになる。かりに高等学校の教諭を二等級といたしまして、中学校以下の教諭を三等級といたうことにいたしますれば、ちよつと見かけは高等学校の方がえらいのだといふような感じを与えないとも限りません。ところがわれ／＼は、職務内容の比較ということは現在の權になおできがたい事情にあるのでありまして、これはむしろ比較をいたさないより、別に、別の俸給表にいたした方が無難である、その方がより好ましいということとで、高等学校と中小学校をわけていたしてゐる。大学のところが違ふことは、これは申し上げるまでもありません。従いましてわれ／＼の給与準則の体系におきましては、三表の教員関係の俸給表をつくつておるわけでございます。

ところで先ほどちよつと申し上げるのを落したのでありまするが、われわれの給与準則の体系におきましては、この通し号俸制度といふものを、現行給与法におけると同じように基礎として使つて行こう。これは教員関係だけではございせん。あらゆる職域について使おう。その際に現在のような事柄のもとにおきましては、等級別に昇給速度をかえるといふこともいろいろ考へてはみたのでありますけれども、なおかつ少し無理があるのではなからうかといふようなことから、現在給与法においてとられておりますと同様に、すなわち通し号俸の三十八号までは六箇月、六十号までは九箇月、その上

は一年というように昇給期間、これはその通し号俸の号俸がいずれの等級にありましようとも、そういう昇給期間をとつて行こう。若干生活給的なお

いがないのでありますが、現在の事情のもとにおきましては、そういうことをやるのが適当であらうというふうに考へております。従いましてこのことは教員俸給表につきましても行われるのであります。大学俸給表、それから高等学校、中小学校それぞれ、表は違

いまして、昇給速度が違ふという点とはないのであります。それからまた初任給は、これは修得いたしました学歴によりまして、いずれの学校に参ろうとも同様にきめて参るといふ原則を堅持しております。こういうわけであ

ります。

以上が人事院勧告の教員俸給表の大要でございます。

○野原委員 説明がきわめて簡単でございまして、私はこの点はなほ遺憾に思ふのでございすけれども、しかしながら時間の関係もありまして、次の点について御質問を申し上げたいと思ふのであります。大きくわけましてまず第一点は、公務員制度の上からなごめまして、このような給与の改正法律案がはたして妥当かどうかという点が一つであります。第二点は給与準則との関連上から御質問いたしたいと思ひます。特にこの点はたゞいま人事院から御説明のありました、先般人事院が勧告いたしましたことと対比してお尋ねをしたいと思ひます。第三点は、改正法律案の中に級別俸給表が

出されておりますので、この点についてお伺いをいたします。第四番目は、最後の附則 第五番目には概括的

なもの、このようにおいて御質問をいたしますので、提案者は明確な御答弁をされるように、前もつてお願いをいたします。

まず第一点の公務員制度の上からなごめまして、この一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案は非常な問題点を包含しておると私は思ふのであります。その一つは、公務員制度の上に立つてこれを考えます場合に、この改正法律案のいわゆる教員の俸給三本建、この体系では、公務員の任用制度の上からなごめまして、不合理なものを来す結果になりはしないかと私は憂へるのでございす。この点いかがお考えでございすか、お伺ひいたします。

○赤城委員 公務員制度のうちで、教職員は、一般俸給表を今当てはめられておるわけでありまして、御承知の通り、給与法の中でも、教職員についてはずみやかに特別俸給表をつくるようにという規定があるわけでありまして、そういうことで四、五年懸案になつておる問題でありますので、公務員の給与法の中でも、教職員を引出して特別俸給表をつくる、それに当てはめるといふことはうたわれてゐることでありまして、その点は公務員制度の中でも根拠があるわけでありま

す。

次に特別俸給表をつくつて、しかもそれを三本建にしたことが公務員制度の全体から見ても妥当なりやいなや、こ

ういふお尋ねのようでありまして、教職員を特別俸給表に出した以上、それとしてまた学校教育法等におきまして、小学校においては御承知の通り普通教育といひますか、中学校において

は中等普通教育、高等学校においては高等普通教育のほかに、専門的教育を施すことを目的とする、こういうふうな教育職員法等においても目的がかわつておるのであります。そういう点から考えましても、教職員の俸給を一般俸給表から分離して特別俸給表をつくるというならば、その学校の目的等に依りましてこれを三つに分けることが、これは公務員制度全体から見ましても、あるいは学校職員の特殊性から見ましても妥当である、こ

ういふ見解からさういふ次第でございす。

○野原委員 私が御尋ねしておりますのは、今日の学校の教師の資格というものは、あなたが御承知のように、新制大学を卒業するということになつておるのであります。小学校におきましても、高等学校におきましてもさうで

あります。ところが、小中の義務制にありましては十分な教師の補充ができませんという規定があるわけでありま

す。一部とつておるわけでありまして、そのうちから考へた場合に、六・三新学制が実施される以前までは、小学校の教師は師範学校を卒業することがその資格要件でございまして、旧制中学校

は、大学を卒業すること、つまり高等師範学校を卒業するということが資格要件になつてゐたのであります。ところが新しい学制がしかれてからそのよう

な差別がなくなつておるのでございす。よろしうございすね。しかし

るにもかかわりませず、このような差別的な三本建の給与体系をつくるという

ことは、こいつた教員養成制度の上から考へて、ある者は小学校を

選り、ある者は中学校を選り、高等学

校を選り。同じ年限大学で勉強し

て、さういふように選りすることに

なつておるのにもかかわらず、実は給与

の面では差がございす。これは全部

とんど優秀な者という優秀な者は全部

高等学校を選りするということになつ

た場合には、これは明らかに公務員と

しての任用制度を考えなければならな

い。大いに不合理なものを来すのでは

ないか、このことを私はお尋ねして

おるのではありませんか、この点に對し

て御答弁をお願いしたい。

○赤城委員 お話の通りであります。

技術的になります。本俸給表を三つ

にわけまして、同一学校を出て、高

等学校に就職したものと、その初任給に

就任したものと、その初任給につ

きましては、現在の人事院規則で定め

ておりますように、差別は設けない、

こ

ういふ方針をとつておるのでありま

す。ただ今御指摘のように、途中で一

号俸上つておるものと、さういふ関

係から高等学校へ希望が殺到するの

は、おの／＼／＼な事情によりま

す。その点は見方にもよりま

が、おの／＼／＼な事情によりま

して必ずしもさうとばかりは行か

ない。またかりにさう行くといたしま

しても、これは需要供給という関係が

あります。高等学校の数も少いので、

全部を収容するわけにも行かないのじ

る。こういう観点から見ておられますので、これを区別した、こういうことにした次第であります。

○野原委員 たいへんな御答弁であります。これは大問題でございます。小学校と中学校と高等学校は同じ性質、同じ種類の仕事である、こういう私の見方に対して、仕事の種類が異なるということでございますが、この点はまことにこれはたいへんな御見解であります。そこで文部大臣にお伺いいたします。文部大臣は小学校と中学校と高等学校と、これらの仕事の性質は一体違ふものであるかどうか、文部大臣の御見解はいかがでございますか。

○赤城委員 先ほど申し上げましたように、種類が違ふというふうに厳格に申されるところも感服なんです。専門的教育をしなればならぬというふうな負担といえますか、そういうものが高等学校においては負荷されておる、こういう見方でありまして、それをはつきり種類が違ふというふうな厳格な意味において申し上げたのではないのでございます。

○大建國務大臣 これは言葉の問題でもあらうかと思ひますが、私は中、小学校と高等学校との職としての種類が違ふとは思つておりません。しかしながらその教職の仕事の内容においては、やはり中等学校と高等学校とは違ひが、種類とは申しませんが、仕事の内容が複雑であるとか、あるいはさらに高等の学問が必要である、あるいは勉強が必要であるという点で、違ひがある、こう思つております。

○野原委員 ただいまお二人の御答弁を承りまして、そういう意味の違ひで

ございましたらば、これは仕事の種類が同一であるという私の見解と、相違するものでありません。そういう制度の違ひならば、小学校の一年と六年の三年は違ふのです。小学校、中学校、高等学校と学校差を設けた学校差の本質的な違ひにはなりません。私に言わせるならば、たとえば授業時間数を考えてみましょう。これは労働量という点に關係がございまして、小学校、中学校におきましては、文部省の統計は存じませんが、私どもの調査では、一週間二十四時間授業をやつております。高等学校は大体それが十八時間というところでございまして、これは一体どういうことでございましょうか。なおまた教育の技術という点から考えましても、なるほど教科としての専門的な修養の面、教養の面においては、程度の高いものが要求されることは私も認めますが、教育技術という点におきましては、年齢の低いほどその技術の修練を要するのであります。現在ある教員がどうだということは別にして、少なくとも私も文部方針を立てる場合には、小学校教師ほど教授、訓練、養護、その他学校管理、学級経営、この修練を十分要するところの研究を大学でさせなければならぬ。こういうところから新制大学四年制課程をとつた理由があらうと私は思ふのです。なおまた、子供に教える場合に、その対象から考えてみても、小、中学校においては知能の低い者もございまして、ぼんやりもあります。精神薄弱児もあれば、片輪の者も相当あるのです。選択された子供ではありますから、教授、訓練、養護をやる場合に、非常な困難を

来すのであります。しかも一人の教師が、原則として全教科を持たなければならぬといふこともあるのです。こういうことはお独りにならないで、単に教科の程度がどうかから、あたかも高等学校の先生の場合は非常に高い給与をやらなければならぬかのようにな、そういう裏づけを持った職種のようない御答弁を、私は不満に思ふのであります。

そこで次の御質問を申し上げます。が、教員の給与をきめる場合には、学歴といふことをまず考えなければならぬ。これは提案者もそうなつておるのでございまして、大学を卒業した場合は、専門学校を卒業した場合、あるいはその他の場合は、これは明らかに考へてやらなければならぬ。それと同時に、勤務年数といふことも考へてやらなければならぬ。学歴、勤務年数が同じの場合には、東京大学を卒業して十五年の者は、高等学校に卒業すると、小学校に卒業するとを問はず、同じ待遇でなければ、ほんとうの意味の充実された日本の教育はあり得ないと思ふのですが、この点に対しては、いかが考へてございましょうか。

○赤城委員 提案者といつたしまして、教育の尊重というやうなところにも、差別を設けておるわけでもありませんし、また教育において御質問のように下に行くほど重大であるといふことも、一応は考へられるのであります。が、現状におきましては、高等学校の方が、上に行くほど実が折れる。時間にはいたしまして、今御指摘のように、中学校あるいは小学校等においては時間よりもいけるかもしれせんが、教育そのものに時間はかかるので

も、高等学校なら高等学校で専門教育をして行くといふことになりますれば、相当の年輩、相当学力が向上しておる生徒を相手にしておりますので、これに対して研修とか個人的な研究も十二分にしなければならぬ。こういうことでロードがかつておるといいますか、そういうような関係もあるのじやないか、こういうふうな見方をしておるのであります。なお学歴等におきましては、御指摘のように学歴に差をつけるべきではない。この俸給は四級から一級俸上つておりますが、これは切りかえのときの上り方でありまして、その後学歴によつて差はついて来ない。むしろこの一号上げたのは、御承知のように初任給といふものが、新制大学を出ますと、六級三号の八千五百四十円、これは教育免許法などの関係もありまして、新制大学を出した中等学校におきましては一級免許状をもらへるが、高等学校においては二級免許状しかもらへない。三年たつてさらに十五単位の修得をして初めて一級免許状をとる、こういうやうなことで苦心しておるという関係もありまして、切りかえの際にそういうことも勘案して、四級から一号上げる、これができ上りました後におきましては勤務年数等において差をつけて行くといふやうな形には持つて行きたくない、こういうふうに考へております。

○野原委員 私の質問は同一学歴、同一勤務年数の教員の給与といふものは同一俸給でなければならぬ。同一学歴、同一勤務年数であるならば待遇は同一であるといふことが原則だ、こういう私の質問なんです。これに対して

赤城さんは、違つてもよいという御見解ですか。ほかのことはよろしいですから、そのところをはつきり伺いた

○赤城委員 提案はそれ、三つの学校に職域差を設けておりますので、そういう関係から言ひますれば、御指摘の原則を幾分離れるといふことは、職域差を認める結果これはいたしたくない。こういうふうに考へております。

○野原委員 だん／＼御見解を承りながら、このような法案がどういふ考え方の上に立つて組まれて来たかが、私には大よそつかめつつあるのであります。が、なおはつきりこれをつかみたいと思ひますので、重ねてお尋ねをいたします。

その前に私赤城さんに申し上げたいのですが、東京の愛宕中学校の校長、全国中学校長会をして野口明といふ人のあることはあなたも御存じであります。この方は今日中央教育審議会の委員をされております。戦前におきましては高等学校の最も有能な教師でございましたが、敗戦後六・三新学制が設けられまして、どうしてこの六・三の三をより充実したものを作立てなかつたならば、りつぱな日本国民をつくることのできないといひ、教育者としての良心から、みずから新制中学校に飛び込んで、そうして全国中学校の校長会として今日健闘されております。この野口明さんの場合を考へてみましても、いかがでございますか。私はこれは一例として申し上げますが、高等学校と中学校と、こ

ういふ差別的な給与体系を設けて、今日日本の優秀な教師を、たゞ／＼義務

制におおるからといって差別をつけられ
た場合、これはたして日本の教育を
まじめに考えた法案であるかどうかと
いうことを詰問をされて、あなた方は
何という御答弁をなさいますか。この
点に關する御見解を承りたいと思いま
す。

○赤城委員 先ほどから申し上げてお
りますように、中小学校から卑しい
とか低いとか、あるいは高等学校だか
ら尊重するとか、こういうことではあ
りませんので、現状におきまして高等
学校の給与と中小学校の給与の均衡が
とれておらぬということもあります。

○大達國務大臣 職域によつて俸給に
差を設ける方がいかうということにつ
いては、提案者から御説明を申し上げ
ましたが、私から重ねて申し上げる必
要もないと思ひます。ただこれは考え
方でありまして、その職域について俸
給の上に差を設けましてそれが中小
学校を軽んずるということにはならぬ
と思つております。

○野原委員 職域によつて差を設けて
も中小学校を軽んずることはならぬ
といふことの理由は述べられており
ません。その理由を伺いたい。

○大達國務大臣 これは御意見はあり
ますが、しかし先ほど申し上げました
ように、中小学校と高等学校の場合
に、いわゆる職域が違つてゐるとい
うことではないまでも、その教育とい
うか、教職員の仕事の内容が違つて
ゐる。ことに高等学校においては、中
学校と違つて、どうしても高い程度
の學問なりあるいは研究といふもの
が、教職員の側において要求されて
ゐる。今日の教員の俸給は、大体學
歴を中心として考へられてゐるので
あります。そして高等学校においては、小

○野原委員 義務制の学校を同等に考
へるといふならば——これは押し返し
問答になりますが、こゝういふような
差別的な三本建て、しかも小中の場合
は低い程度に押さへるということでは
ないか、これは御答弁はなつて
いないかと思ひます。いかがであり
ますか。

○赤城委員 これは根本的な改正案で
はありませんが、現行法における一般
俸給表から特別俸給表を切り出した
のでありますから、こゝで中小学校ま
でどうこうということになりますれば、
一般公務員との均衡を破つてしまひ
ます。しかもこの給与の体系からして、十

五級の範囲内できめなければならぬ
という事情でありますから、現在でき
得る最大限において改正をしよう、こ
ういふことでありますから、御指摘の
ように中小学校を下に置くというわけ
ではない。中小学校におきましても最
高号俸はそれ／＼延ばしてゐる、そ
して待遇の改善をはかりたいと思ひ
ます。こゝういふことなのであります。

○野原委員 私の質問に対して文部大
臣としてはどういふ御見解であります
か、文部大臣としての御見解を承りた
い。

○大達國務大臣 職域によつて俸給に
差を設ける方がいかうということにつ
いては、提案者から御説明を申し上げ
ましたが、私から重ねて申し上げる必
要もないと思ひます。ただこれは考え
方でありまして、その職域について俸
給の上に差を設けましてそれが中小
学校を軽んずるということにはならぬ
と思つております。

○野原委員 私は決して高等学校の教
員の給与を低く押さへようといふこと
を言つてゐるのではないのです。中小学
校を高等学校と比べて、三本建てによ
つて差別するものか、絶対的にそれ
をしなければならないのか、絶対的に
それではない、実情に応じてきめられ
ばよろしい、そういう考えであります
か。

○野原委員 中小学校におきましては、
正確に言へば、一千二十四人あり
ます。中学校におきましては、六千三
百人あります。この者を一体どうす
るか。この者を全部高等学校にでも採
用切りかへたとして、そして現在
高等学校におきましても、専門学校の
卒業した程度の者を、中学校にまた
お返しにするのかどうか。そのこと
を私は大臣にお尋ねしたいと思ひま
す。

○野原委員 まあ御無理もない御答弁かと思ひますから、これ以上私は人事院は追究しないでおきますしやう。

そこで重ねて提案者にお尋ねいたしますが、先ほど御説明がありました通り、人事院はすでに給与準則の勧告をいたしてあります。しかもこの給与準則は、給与に關する恒久的なものである。ところが、あなたが御提案になりましたこの給与改正法案は、給与の別表を見てもわかるように暫定的なものである。恒久的な、人事院が敗戦以來突に六年近い日子を費してやつとまとめたこの給与準則というものをたまた上にして、何をもうつて暫定的な、こういうにかつくりのものを一体出されたのか、私はその真意を把握するのに苦しむのであります。いかがでござい

ますか。

○赤城委員 この給与法をつくる際に、御承知の通り特別表が出ております。税務職員におきましても、警察職員につきましても、特別俸給表が出ておりまして、これらはいずれも暫定的なものである。こういうことになつております。というのは、ただいま野原さん御指摘のように、追つて給与準則が出るからという含みであらうと思ひます。それで第二段に御指摘のように、今給与準則の勧告が出てい

るに、今給与準則はベース・アツプを含めてありますので、これにつきまして政府から法律案として提案される時期というものが私どもとしてはまだ見通しがつかない、こういう關係から見まして、教育職の特別俸給表をつくるということは、もう四、五年來、研究を要するといふやうな歴史的過程もありまゝです。そういう關係からこれを提出した次第でございませう。

○野原委員 私の質問に対する答弁として私は不満です。御承知のように教育職の給与に關する責任機關は人事院です。現実に人事院が給与準則を出してある。あなたは与党であり、あなたにそれだけの熱意があるならば、これを政府に要求して、そして人事院の勧告の實現に努力されることが至当であるにもかかわらず、人事院の勧告とはまったく違つたといつてもよい、私に言わせるならば、何らこの勧告の精神が考えられていないところの法律案をここに出して来たといふことが納得できない。そこでお尋ねしますが、法律案を提出するにあつたて、あなた方は人事院の見解を聞かれたか。

○赤城委員 人事院の給与準則等がやはり教育職の俸給を三本建にしておるといふやうなことで、それから号俸を伸ばしてあるといふやうなことにございまして人事院とそつとつた適なやうな考え方とは思つておりません。それから

さきにもありますように、俸給は労働量に對する報酬だ、こういうやうな考え方でありまゝけれども、考え方はいくつともありまして、そのために職域差をわれ／＼は認めますので、差額ができて来ておる、こういうことであります。

それからまた人事院の意見を徴したかどうかといふことであります。先ほど野原さんから御指摘のように、人事院は獨立機關でありまして、政府の下についておるものではないとせん。われ／＼としては、これをどうせいかこうせいかどういつたといふやうなことを置くことは遠慮いたしまして、ただ調査を進める資料として、個人的にはいろいろ意見も聞いたことがありますが、これは意見といふよりも資料であります。そのやうに御承知願いたいと思ひます。

○野原委員 人事院の見解を聞くといふことは、人事院の見解に拘束されるといふことではないことはもとより当然です。いよいよ今日給与の準則が出されておるのです。しかも御承知のやうに人事院は、専門家が集まつて、長い間これに對して科学的な検討を加えて来ておるのです。そうしていろいろとが、はつきり言ひますが、私もしうとです、国会議員といへども給与に關しては専門家はでない。専門的な獨立機關の人事院の見解を一應徴するといふことは、いやしくも議員立法を良心的にしよとするとときに当然とすべき措置でございませう。何らそうことはない。そこでもう一度お尋ねしますが、事前にこういう法律案を出すといふことを人事院と連絡をとられてやられたのであるかどうかお伺ひし

す。

○赤城委員 先ほどお答えしましたやうに、人事院を拘束するような結果になつては私どもとしてはいけないと考へておりましたので、正式に人事院と打合せしたり、あるいはこういう内容で法律を出すといふやうなことはしていませんが、繰返して申し上げますやうに、個人的に人事院の資料とか意見とかいふことにつきましては、十分な調査研究をした次第でございませう。

○野原委員 時間も制約されておりますから、別表第六の教育職員特別俸給表を中心としてお尋ねいたします。

まず第一にお伺ひしたいことは、私の知つておる限りでは、研究医療職の俸給表に關しましては一本になつておると思ひます。上は大病院の院長さんから、医学界において貢獻をしておる老先生から、下は見習看護婦、あるいは歯医者、技師にいたるまで、一本の俸給表でやつておりますのに、どういふわけで教育職だけ特に三本にしなればならぬ必要があるものでございませうか。その根拠をお伺ひしたいと思ひます。

○赤城委員 教育職につきまして特別俸給表をつくりましたのは、繰返して申し上げるやうに、給与法において教育職の特別俸給表をつくるやうに懸案になつておりましたのでつくつたのであります。

なお医療等の問題については、今度の給与準則によつても別に方法を立ててあるやうでありますので、給与準則が成立することになれば、それをまつてさしつかえないのじやないかといふ考えからでございませう。

○野原委員 そういたしますと、こ

いつた三本にした俸給表をつくる場合に、人事院が勧告をいたしてあります。給与準則の、あの八つの俸給表がありますが、あの俸給表をどの程度取入れて、どういふ総合的な判断をされて、こ

○赤城委員 大体各学校とも頭打ちの状況がありますので、私どものところへもいろいろ話をされる人もありますが、結局号俸を伸ばそうといふことについて、人事院の給与準則とほとんど一致しておつたわけでありませう。大学の点について私どもが考へたのは、九級の七号俸から三三三だけ伸ばしましたのは、これは大学教授の中に相當國際的なりつづな方もありますし、割合に不遇な人もあるといふことで、大学に置く学校について教授の号俸を伸ばしたわけでありませう。あるいは大学の総長等におきましても、もつと号俸を伸ばして行きたいと考へたのであります。現在の十五級、通し号俸から行きますと六十五号が最高俸でありますので、これは最高俸にとどめた、こ

○野原委員 どうも焦点がはずれておるのです。しかしそのことはおい／＼明らかにして行きたいと思ひます。大学の特別俸給表を見ますと、一般職の俸給表と比べて、まず九級と十一級においては三三三俸がばされておる。どういふものか十二級は二二二俸縮めておるのです。これは何か現況があつてこの表をつくられたやうに私どもは受取らざるを得ない、これは一体どういふわけですか。

○赤城委員 これは大體級別定数表が

あるわけでありませう。それに当てはめ
て、頭打ちのしないように、ちようど
それだけに入れて行つたのが、これに
なつておるわけでありませう。

○野原委員 間違ひはないですか。

○赤城委員 そうです。

○野原委員 そういたしますと、高等
学校の場合はどうなんですか。高等学
校も、ただいまと同じ理由でありますか。

○赤城委員 同じであります。

○野原委員 小、中学校も……。

○赤城委員 さようでございます。

○野原委員 では次にお尋ねいたしま
すが、一級から三級までは、どの表を
見ましても全部同じ金額でございます
が、四級から九級までは、同じ号俸で
も、義務制の小、中学校と高等学校、
大学と、金額が異なつております。そ
して十級を見ても、小、中学校
と高等学校が同じになつて、大学だけ
が違つておるのです。この点は、先
ほど来から私に質問しないにもかかわ
らず、ちよつとお触れになつたのであ
るが、三本建給与の最も大事な点であ
りますので、重ねて、どういふわけ
で、さういふことにしたのか、お尋ねいた
します。

○赤城委員 先ほどちよつと触れまし
たが、高等学校で見ますと、改正案の
三級二号八百五十円が、現在の六級
三級の初任給です。初任給で三年間、
高等学校でいいますれば、二級免許証
をもつて三年間たつて、十五単位を
とるといふことになりませう。一級
上るわけでありませう。一級上げたい
といふことから考えますと、四級から上
げて行くといふことが一つの方法であ
ります。と同時に、今の基準表により

ますと、この表により四級から九
級までの間が、ちようど中、小学校及
び高等学校において、校長になり得
る級の間になつております。こゝに
関係で、小、中学校及び高等学校で校
長になり得るリストといふものを考
えてみますと、小学校においては、校長
になり得る率も非常にいい。中学校に
おいては、もう少し悪いけれども、ま
あい。しかし高等学校になりませう
と、校長になり得る率が非常に少い。
こゝに、さういふことになつておる
ので、教諭が大体校長になり得ないの
から、教諭の点で一号ずつの差をつけ
た方がいふのだからといふことで、こ
ういふ差をつけました。といふのに、私
どもやはり職域といふ差を認めてお
りますので、こゝにさういふ差を認め
たのであります。それからまた大学に
おきましては、教授の点をよくしな
ければいかぬといふことで、大学にお
きましては、さらに十級を一号上げた
のであります。十一級を上げなかつた
のは、先ほどの答弁で私は表を間違
ひました。十一級の七号から九号まで
でありまして、大学院の方は第一表
の十一級の七号から九号までであり
まして、先ほど答弁のときに間違
ひました。それから校長の最高俸が六万九千
円、八十二号が最高俸であつたの
を、ちよつと読み違へて申し上げま
したから、訂正しておきます。今のよう
な事情で、高等学校においては四級か
ら九級まで一号上つております。大学
におきましては、四級から十級まで上
つております。こゝにさういふこと
であります。

○野原委員 まことに複雑怪奇です。
この表は、何と御答弁されましよう
と、私はその辺がどうもまだ納得が
きない。そこでお尋ねしますが、た
だいまの御答弁によりますと、小学校、
中学校は校長になる率が高いけれど
も、高等学校は低いので、こゝに配
置を加えたといふことであります。が、
一体小学校、中学校、特に中学校の場
合は、相当な者が校長になれない比率
は、どのくらいになりましようか。十
一分の一程度が校長で、十一分の十ぐ
らいが校長になれない。校長になれ
ない者に差をつける。校長の場合に
俸調整といふもので考えられておる
からといふお考えのように思いますが、
校長になれない者は、ほつたらかし
に承りたか。

○赤城委員 校長になれない者をほ
つたらかしてよくといふ見解ではござ
いませぬ。校長になる率が、高等学
校では少いから、せめて教諭の方を
上げよう。しかしこれがこの俸給表を
つづいた原則ではありませぬ。われ
職域の差を認めておる。号俸だけを
延ばして行くといふことであつては、
ほんとうに職域の差を認めたといふ
ことになりませぬ。給与の点におき
まして、一号程度は差を設けるべきだ
といふことが原則で、その原則に当
てて、どこから上げて行くかといふ
一つの参考として、校長になる率が
少いといふことを申し上げたのであ
ります。それだからこれを上げたのだ
といふことではないのであります。さ
ういふことは、御承知のことと思
います。

○野原委員 実はこの表が出まして
から、特にこの表をつくるにあつて
根本的なものと考え方が、何回も言
われておるうちに、職域の差を認め

考え方の上に立つておる。このこと
が、今日たゞいま全国六十万の義務制
学校の教師に非常な動揺を来してお
るという事実を、あなたは御存じで
すか。このことを一体どう把握して
おるか、承りたか。

○赤城委員 動揺を来しておるかどう
か、詳しくは知りませんが、動揺を来
しておるだらうといふような推察は
できるものであります。しかし私ども
の考え方としては、中、小
学校におきましては、その待遇を悪
くするといふわけではない。むしろ号
俸を延ばして待つて待遇をよくして
行くといふことであり、高等学校にお
いては、またそれよりも少し延ばして
行く、あるいは号俸をかえて行く、あ
るいは大学におきましては、また非常
に号俸を延ばしておるといふような
こと、おの／＼学校においての十二分
な教育の機能を發揮してもらいたい
といふ念願からありますから、かり
に全国六十万の小、中学校の教職員
の方々が動揺しておるといたしまし
ても、この法案の内容がだん／＼わか
つて来るといたしますならば、了解
して来るといふのではないかと、私
どもは考えております。

○野原委員 それは残念ながらもつ
て、このかたであります。内容がわか
つて来たら、もつと動揺する。そ
で、尋ねますが、この別表を見ても
と、どの表にも備考が付けられて
ございまして、「本表は、暫定的な
ものであつて」としてあるのござ
います。これが暫定的なものである
ならば、せつかく給与準則が人事院
から出しておりますから、ああい
うりつば、科学的に検討されたもの
を、これに

は不満があつても、大衆は納得でき
る。人事院を一応信頼するのです。
長い間非常な苦心をされて、統計
的な上に立つて、諸外国の文獻もあ
り、それから労働賃金といふものを
實際的に研究しておるものですか
ら、大衆は不満なるものがあつても
ある程度納得する。ところがさうい
ふものはつたかたしにしておいて、
なぜ「暫定的なもの」と断つて、わ
ざ「暫定的なもの」に出さなければ
ならぬのか。一体この「暫定的」と
いふ内容を持つてゐるのですか、お
尋ねします。

○赤城委員 御承知の通り、給与法
で一般俸給表から特別俸給表を分離
しておりますのは、職務職員とか警
察職員とかその他あります。この特
別俸給表には、それ／＼本表は暫
定的なもの、こゝにさういふに書
いてあるものであります。その例に
なつてこれにも書いてあるものであ
ります。その意味は、やはり人事院
の給与準則が出ますれば、今の一般
給与法と違つて、職階法を十二分
に組み入れたものでありまして、こ
ういふ十五級といふような級の建
て方と違つて来るわけでありませう。
こゝにさういふこと、給与準則が
出てかわつて来ますれば、この表に
あるものは、当てはめ方、構成が違
つて来ますので、これは暫定的だ、
こゝにさういふに書いておいたわけ
であります。

○野原委員 暫定的といふのは、や
はり二つの内容があるのじやござ
いませぬか。内容の上から考えて、
これは完全なものではないので暫定
といふものを

付したということ、従つて実施期間の上においても、せつかく人事院が準則の勧告をしてゐるのであるから、こういうようなものは暫定的に置きたい、こういう御趣旨でこういう言葉が附加せられてゐると思うのですが、間違ひございませんか。

○赤城委員 御承知の通り、議員立法でありますから完璧とは考えておりません。そういう意味におきましては御指摘のようかと思ひますが、主として、この構成といひますが、この俸給表の立て方が違つてゐるということに重点を置いて「暫定的」といふ言葉を使つたこと、この給与法の慣例といひますが、ほかの特別俸給表におきましてもそういうことになつてゐるもので、それとのつり合ひからもちろしう字句を入れたのであります。

○野原委員 そこで暫定的ということにされてゐるもので、全国の教員に動搖を与えるようなわづかくりの暫定的なものはお出しにならないで、せつかく人事院が恒久的なものを勧告しておるのでございしますから、そちらの方に行く、これが最も妥當なお考え方がでございしますか。

○赤城委員 人事院の方のは、まだ十二分に研究してゐませんし、質問もしてゐません。人事院の考え方とはつきり違つてゐるところはどこかといふところまで研究はしてゐません。が、われ／＼は、国権の最高機関として議院としての考え方はこういうふうであるといふようなことから出してゐるもので、これが人事院の給与準則と違つてゐるということであれば、これができずならば、やはり議院の考

え方が人事院の方に反映するのではないか、そういうことも考へておられます、人事院の給与準則を待つてそれまでというよりは、先ほど申し上げたように、教育職員俸給表につきましては、特別の俸給表を当てはめようといふことが今までの懸案でありまして、これを御審議願つてゐる次第であります。

○野原委員 給与準則をつくる場合に、人事院の勧告すらも研究されないとは一体何事でしょう。拘束される必要はございせんが、人事院が勧告しておるのに、あなたの方の方は、これについてその検討もしてゐないといふことは重大なことだと思ひますが、いかがですか。

○赤城委員 検討をしてゐないわけではありせん。十二分に検討をしたが、先刻給与局長も、人事院の方でこの法案を十二分に研究しておらないから、ほんとうの差異がどこにあるかといふことがな／＼わからなかつたといふことがな／＼、われ／＼も研究は十分にしてゐますが、人事院の細則とか規則とかいふものがどういふふうに見られて来るかといふことまではまだ検討してゐませんので、そういう意味で、そういう検討はしてゐない、こういうことを申し上げた次第でございします。

○野原委員 このことは速記録をお調べになれば、私が質問したことが間違ひであるかどうかわかります。そこで元にもどりまして、四級から九級まで操作をされてゐる切りかえ措置について質問をいたします。これは明らかにな一種の昇給昇格ではないかと思ひますが、いかがですか。

○赤城委員 給与法の規定による昇給昇格ではありませんけれども、切りかえにあつて一般俸給表から特別俸給表に移す、こういう一つの理由がありますれば、特別俸給表は、たいてい労働の強さとかいふことからいへば、事情がありましようが、特別俸給表に移るので、切りかえの際には、結果においてはこれは昇給といふようなことに相なると思ひます。

○野原委員 附則を読みますと、「直近上位の額とする」とあります。が、こういうような措置は、明らかに事実上の昇給昇格であると私は思ふ。給与法第八條の昇給昇格の規定に、このようなり方方の昇給昇格は抵触すると思ひますが、いかがですか。

○赤城委員 一つの例を申し上げますと、昭和二十五年の給与法の中にあるのであります。昭和二十五年法律第二百九十九号附則七項に、「第四項の規定により職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、一般職の職員の給与に関する法律第八條第四項の規定にかかわらず、附則別表第一の新俸給月額に掲げる俸給月額を用いて、昇給させることができる」とありまして、こういうような経過規定も前にあるのであります。一般俸給表から特別俸給表に移す場合には、号によつてないような場合もありまして、こういう関係から切りかえの結果昇給するといふようなことはあり得るので、これが給与法の第八條四項に抵触するとは私どもは考へておらないのであります。

○野原委員 この点に対して人事院の見解をお尋ねします。すなわち私の質問しておることは、このような切りか

え措置に基く昇給昇格といへどもこれは事実上の昇給昇格ではないか、そうなりますと、給与法第八條に抵触するものではないか、こういう質問でありますが、人事院の見解を承りたい。

○瀧本政府委員 これは法律の技術問題であらうかと思ひます。従ひまして今法律の技術的なことを申し上げるわけにございしますが、給与法八條におきましては、一般的な昇給のやり方等について決定をいたしておるわけでありますが、新しくかりに法律を改正しようとして、そうしてかりにその法律が通るといたします。その場合に、その附則に八條の例外的なことが書かれてあつたとするならば、その法律が通ればその点は有効であらう。従ひまして八條にかかわらず、こういう措置がこの法律のこの附則に基いて行われても、それは何も技術的には違法ではありせん。

○野原委員 この点は人事院の見解は承りましたが、私はさらに法制局の見解を、日をあらためてお尋ねしたいと思つております。第八條の規定違反といふ問題は相当重大に考へておりますので、この点は後日に譲りたいと思ひます。

そこで次の質問を申し上げますが、文部大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。とにかくこういう三本建の俸給をとる、そういうような文教政策といふものは、いろ／＼な点から考慮いたしまして、今日の新学制の充実発展、特に六・三制の充実発展という上からまことに遺憾な措置であると思ひますのでございしますが、大臣は新学制の充実発展の上から、このような三本建の給与は望ましいことであるとお考へです

か、お伺ひいたします。

○大藏国務大臣 政府におきましては人事院の勧告に基いて、教職員の給与に関する準則を検討いたしまして、いづれ国会に提出するつもりでおつたのであります。しかるところ議員提出によつてこの法律案が議員側から提案を見たのであります。そのためこれは私から責任をもつて賛成、反対といふことを申し上げることはできないのであります。形式的に申しまして、これは総理府の所管であります。そうしてこれは実は関係各省寄つて討議しておるわけでありま。大蔵省も関係してあります。でありますから政府としてこう思ふといふことを、私から申し上げることは控へたいと思ひます。ただ文部省の考へといひましては、いろ／＼これは議論があらうかと思ひますけれども、しかししたたまいまお話になりましたように、この法律案では六・三義務制教育の育成の上で困る、こういう点は考へておりました。

○野原委員 私は文部委員でありますから、文部大臣が文部委員会の頭頭においてお示しになられました文教政策の一般方針を、文部大臣は思ひ起していただきたいと思ふ。あなたは最初に義務教育の刷新、充実といふことを、あなたの努力目標の第一に掲げていらつしやるはであります。このような三本建の給与体系、しかも、ただいま御答弁を聞いておりますと、はつきり申し上げます、支離滅裂です。理論も根拠も適確なものがない。恒久的な人事院の給与準則があるにもかかわらず、暫定的なわづかくりのものを出して来た。なぜ出して来たかといふそ

の理由がはなはだ不明確である。とにかくこれがよきにせよあしきにせよ、こういう暫定的なものを出して、しかも教育界を混乱、動揺させるという給与体系のこの改正案が、あなたが唱えておる義務教育の刷新、充実という点から考えて望ましいのか、遺憾なのか、これを大臣として率直に御表明願いたいと思います。

○大達国務大臣 私が申し上げたのは、この法律案が成立しても、それが義務教育刷新の上に非常に妨げになるとは考えていないということを申し上げたのであります。

○野原委員 政党内閣の文部大臣としての現美をまぎ／＼と見せつけられた思いがいたしました。私はまことに遺憾にたえません。どういふ理由であなただけが義務教育の刷新、充実に影響ないと断言されるのか承りたい。

○大達国務大臣 野原君のおつしやる点は、この法律案が成立した場合に、非常に中小学校の教職員に動揺を与える、また現に動揺をしている。そこからしてこれが義務教育の刷新充実という点から見ても遺憾である、こういうふうにおつしやつていふのであらうと思ひます。私はなぜこの法律案が義務教育の刷新、充実の上に非常に遺憾な点を残すかという点を了解できない。

○野原委員 これはもう一度委員長から御注意を受けなければならぬ、と思ひますが、遺憾だという点の上に立つて今日だいままで質問をして来ておられますが、大臣はそうでなく答えて来たのだらうと思ふのです。もう一ぺん遺憾な点を申し上げましょうか。これは大臣がわからないと仰せられますから申し上げますが、先ほど来野口校

長の例を引いて申し上げましたが、給与というものは、同一学歴、同一勤務年数の上に立つて考えらるべきではないか。同一学歴というものを考えられ算する場合の比率を相当大幅に考えてやるならば、今日の高等学校教職員の要求も満たされるし、なおまた同じ大学四年を卒業して義務制に配置されている教員が、たま／＼高等学校に行つていないという理由で、不当な低い地位に置かれることもないし、同時にまた新制大学を卒業する場合に、学芸大学に入学する場合に、小学校、中学校という義務制の教師になることを、優秀な教師といへども希望する、こういう差別的な給与体系をつくると、大学に入学する者がやはり同じ勤務年数をやつて月給の高い方に行くのは当然です。これでは困るではないか。今日ただいま学校に奉職している教師が不満を感じざるばかりでなしに、今後の義務教育の刷新、充実という点から見て、教員制度というものは御承知のように新制大学四年卒業ということが小中学校の定期になつております。今日そういう点から見ても、まことに遺憾であるという見解を持つていふが、いかがですか、望ましいですか。

○大達国務大臣 なるほどおつしやる通り大学を出た、いわゆる教職員を希望する人が待遇のいい関係で、高等学校に行く、またそれを希望するということが実際にはあらうかと思ひます。しかしこの法律案が現在の小中学校の教職員の待遇を低下させるということは一つもないのであります。もちろん小中学校については資格要件の定められるところによつて、一定の資格を持

つた人が入つて来るのであります。従つて私はこれによつて義務教育が後退するということはないと思ふのであります。今日私どもは義務教育の教職員の素質の向上には、最も力を入れて努力をしていふのであります。なるほど今日の学校教職員の素質というものは、率直に言つて必ずしも満足すべき状態ではないと思ふのであります。御承知の通り戦争中は一時わが国の教育が事実上中絶しておつたのであります。また優秀な多数の青年が戦場において死んでいふのであります。ちやうど学校の先生になる若い年齢層の人が十分な準備なしに出発した新学制のも

とにおいて、非常に優秀な教職員をそろえるということは事実上非常に困難でありまして、現状においても満足すべき状態ではない、これは私は率直に認めざるを得ない。従つて教職員の素質の向上については現在においても最も力を入れてやつて行きたい、こう思ふのであります。ただ先ほどもちよつとお話がありましたが、高等学校においてはこれを受ける生徒の年齢が違ふのであります。知能の程度が違ふのであります。そうして一般の教養という以外に専門的なことを教えなければならぬ。どうしても同じ学校を出た人でも、何と申しますか割合によくできる人、あるいは教職員に就職してからも実務授業の必要上特別な研究をしなければならぬ、こういう関係がありまして、それができなければやはり高等学校の教育の上にも遺憾な点ができて来る。制度の期待する効果を上げにくい、こういうことが考えられますので、これはしかし意見の違ひであるか

もしれませんが、かりに高等学校の職員についてそういう観点から待遇が区別されて、いい待遇を与えられる、これは高等学校の教育成果を上げることになるのであります。それがただちに小中学校の刷新充実に阻害する、こういうふうには私は思わないのであります。まして、全般的に有資格者の教職員の数におきまして、素質におきまして、これを向上充実させて行きたい、かように考えるのであります。

○川島委員長 連合審査会はこの程度で休憩をいたしまして、午後一時から文部委員会、人事委員会両方とも開いておりますから、それ／＼終了後にさうに混行をいたします。

なお連合審査会の今後の運営につきましてはそれ／＼理事会を開いて協議をして、また打合せをいたすことにいたしますから、さよう御了承願ひます。

午後零時三十三分休憩

午後六時十七分開議

○川島委員長 休憩前に引続き人事委員会、文部委員会連合審査会を再開いたします。

午後六時十八分散会

昭和二十八年八月五日印刷

昭和二十八年八月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局